

あぶ

市議会だより

平成27年(2015年) 8月

第135号

もくじ

CONTENTS

6月定例会の概要	2
一般質問	3~9
意見書	10~11
委員会の審査状況	11
議決結果一覧	12

粕(あこめ)海岸

6月定例会の概要

6月定例会は6月5日から23日までの19日間の会期で開きました。

今議会では、専決処分の承認議案4件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案1件、条例の廃止議案1件、人事議案6件、その他の議案3件の計16件の市長提出議案と議員提出議案3件及び請願1件を審議しました。

その結果、市長提出議案及び議員提出議案のいずれも原案のとおり承認、可決、同意とし、請願1件については、採択と決定しました。
(議決した議案の一覧については12ページをご覧ください。)

なお、12日の会議において、議会が選出する農業委員会委員の推薦を行いました。

6月定例会日程（会期19日間）

5日(金) 開会

(会議録署名議員の指名、会期の決定)

11日(木) 一般質問

12日(金) 一般質問

議案質疑、委員会付託、

農業委員会委員の推薦

16日(火) 建設委員会

17日(水) 産業経済委員会

18日(木) 文教厚生委員会

19日(金) 総務委員会

23日(火) 閉会

(各常任委員長報告、質疑、討論、採決、人事議案提案理由説明、採決、議員提出議案の上程、採決、閉会中の継続調査)

青年勤続表彰

○四国市議会議長会から

16年以上特別表彰

星加 美保 議員

12年以上特別表彰

橋本 幸子 議員

○全国市議会議長会から

15年以上一般表彰

久米 良久 議員

佐々木志満子 議員

10年以上一般表彰

小野 毅 議員

同意した人事案件

○教育委員会委員

玉岡 洋子 (羽ノ浦町)

○固定資産評価審査委員会委員

尾山 勝敏 (新野町)

○人権擁護委員の候補者の推薦

向島 正弘 (那賀川町)

紅露 清恵 (桑野町)

農業委員会委員の推薦

日下 公明

星加 美保

山本 良一

渡部 増次

一般質問を行った議員

○代表質問(90分) 4人

久米 良久

小島 正行 (政友会)

野村 栄 (市政同志会)

仁木 啓人 (新生阿南)

(市民クラブ)

飯田 忠志

住友 利広

○個人質問(60分) 6人

佐々木 志満子

喜多 啓吉

橋本 幸子

奥田 勇

本会議における質問の順序は、代表質問は輪番制で、個人質問は抽選により決定しています。

一般質問ダイジェスト

市長の政治姿勢

◆市長選挙への出馬の意思

Q 市政に対する熱い思いと責任感をどのように遂げていくのか。また、市長選挙への出馬の意思は。

A 今、本市は、地域医療の存続をかけた病院の統合、東南海巨大地震への備え、河川の災害対策や道路整備をはじめ、これまで推し進めてきた施策が次々と重大な局面を迎えている。さらに、自治体の存続すら危ぶまれる人口減少社会のうねりの中で、本市の生命力をさらに強め、市民が今日も明日も未来も毎日安心して希望の朝日が見られるよう、総力を挙げて地方創生に取り組んでいかなければならない。

この切迫した状況を鑑み、私は市民各位の御理解、御協力がいただけるなら、私自身が先頭に立って、来るべき時局を乗り越える責務を果たすべく、日々全力を傾けたい。



6月定例会で出馬表明する岩浅市長

◆第5次阿南市総合計画

Q 後期計画の策定作業はどのようなスケジュールで取り組まれるのか。

A 本年4月から計画策定に向けた作業に着手しており、総合計画審議会に諮りながら、10月をめどに骨子案の取りまとめをして、計画の始まりである平成28年度の当初予算編成にその趣旨を反映したい。

現在のところ、前期基本計画の事後における点検、検証

作業を行っており、素案の作成までは至っていないが、並行して策定作業を進めている「阿南市まち・ひと・しごと創生、人口ビジョン及び総合戦略」との一体感を持って、新たな時代変化の方向、多様化する市民ニーズの動向等の視点を取り入れ、本市が「住みたい、住みやすい、住んでよかった」と思っていただける市政の実現に向け、住民本位の計画策定に努めたい。

市税の収入

◆一般会計歳入のうち、本市のたばこ税の収入

Q 過去、3年間のたばこ税の収入はいくらなのか。

A 平成24年度が4億9740万9995円、平成25年度が5億6173万9450円であり、平成26年度は5億3823万9000円の決算見込みである。

市役所の庁舎管理

◆分煙室の設置

Q 現在の喫煙所は庁舎外にあるが、庁舎内に分煙室を設置できないのか。

A 新庁舎においては、多様な人に来庁していただき、誰もが利用しやすい、市民の方に愛される庁舎の実現を目指している。また、世界保健機関（WHO）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」や、平成22年の厚生労働省健康局長通知に、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」との方針が示されている。

これらのことを踏まえ、現在の喫煙場所は仮設置となつているが、新庁舎低層部の建設の推進とあわせて、総合的に検討したい。

防災対策

◆河川流域の浸水対策

Q 浸水地域に対してこれまでどのような対策を講じてきたか。また、今後の対応措置は。

A 排水能力が低い地域での排水機場の整備を行い、

施設の保守点検を実施し、適切な維持管理を行うことで被害の軽減に取り組んできた。

現在、国、県、市等が管理する排水機場があるが、平常時から適宜施設の点検を行い、台風等の大雨時には降雨の状況や水路の水位等を見ながら、排水ポンプの運転を早目に開始するなど迅速な対応に努めている。

排水施設が整備されていない箇所については、状況に応じて国土交通省那賀川河川事務所及び県に対して排水ポンプ車の出動要請を行い、被害の軽減を図っている。

今後の対応については、福井町大西地区で内水対策として排水機場の整備を進めているほか、外の地域でも整備を検討している。また、排水路については都市下水路整備として津乃峰町長浜、戎山地区で事業を進めているほか、農業用水路については、現在、事業再開に向けて計画を進めている国営農地防災事業並びに市内約2300ヘクタールを対象に実施している多面的機能支払事業等により、既設水路の維持補修、改良を行いたい。

◆災害対応と対策

Q 発災時の消防団・社会福祉協議会・災害ボランティア・自主防災組織の連携を図る方策をどのように考えるのか。

A ひとたび大規模災害が発生した際には、自助、共助を担う消防団、災害ボランティア、自主防災組織の連携が重要になる。

まず、日ごろから自主防災会が実施する訓練等に消防団が積極的に参加し、連携強化を図るための防災活動を引き続きお願いしたい。

災害ボランティアについては、市の総合防災訓練にボランティアセンター設置を訓練項目に設定し、参加している消防団、自主防災会、防災士の会等と社会福祉協議会との共通理解を深めるようにしている。いづれも発災後の避難所運営や被災者への支援などについて、地域の消防団、災害ボランティアや自主防災会との役割分担や連携について協議していきたい。

◆防災士養成の促進

Q 防災・減災の取り組みを啓発・向上させていくためには、市民や市職員に防災士資格の取得促進を目的とした補助制度を創設しては。

A 防災士の資格を得るためには、県及び徳島大学が主催する、徳島県地域防災推進員養成研修を受講し、研修修了後に防災士資格取得試験を受験する必要がある。

研修の受講料は無料であるが、テキスト代3000円、受験料3000円、防災士登録料5000円の合計1万1000円の負担が必要となる。

防災士の養成には自主防災組織の充実、活性化を図るため、地域の防災リーダーとしての必要な知識、技術等の習得を継続的に行っていく必要があることや、阿南防災士の会がさまざまな分野で本市の防災力の向上に貢献していることから、防災士資格の取得にかかる費用の補助について検討したい。

ふるさと納税

◆納税額と記念品

Q 過去5年間のふるさと納税額は。また、記念品の内容と今後、特産品等趣向を凝らした記念品にしては。

A ふるさと納税額は平成22年度が3件で5万5000円、平成23年度が5件で16万5000円、平成24年度が4件で6万5000円、平成25年度が18件で14万5000円、平成26年度が17件で14万2500円となっている。

記念品については、送料を含めて約2000円相当のLEDライトを送っている。今後の取り組みについて、地域の特産品などにするには、地場産業の振興や本市のPRにつながることを期待されるが、一方で高額な記念品に対する総務省からの自粛要請もあることから、慎重に検討したい。

本人通知制度

◆個人情報等の不正請求等の防止

Q 現在の登録者数と制度の運用方法は。

A 6月8日現在の事前登録者数は272人でその運用方法は、申請書をもとに住民票及び申請人の記載された全部の戸籍に本人通知登録者であることを入力処理し、警告表示が出るようにしている。これにより、住民票の写し等を発行する際、事前登録者であることがわかり、そこで本人等以外に交付したときには、その交付した事実を本人に郵送で通知している。

今後においても、本制度が積極的に利用されるよう制度の改善や体制の充実に努めたい。

ごみ処理施設

◆クリーンセンターの跡地利用

Q 利用計画について、地元との協議が整っていると考えるが、地元関係者からの強い要望はどのような内容か。

A 近年の防災・減災意識の高まりもあって、地震・津波災害対策に係る避難場所として整備してほしいとの要望がある。本市としても、災害発生時の避難場所とすることを念頭に置き、平常時には

隣接する野球場の利用者のために駐車場として利用することを検討している。

◆クリーンセンターの施設解体

Q 一般廃棄物処理施設の解体事業に係る国からの財政支援と財源の用途は。

A 「解体撤去の跡地を利用して、新たな廃棄物処理施設を整備する」という条件を満たしておらず、国の交付金の対象とならないことから、解体事業に関しては一般財源のみでの予算措置が必要となる。本市としては、このような解体撤去に関する国からの財政支援拡充の要望について市長会に提案し、このたび四国市長会から国へ要望事項の一



クリーンセンター（橋町土井崎）

つとして採択されたところである。
今後、十分な検討をしながら、クリーンセンター解体事業と跡地利用計画を進めていきたい。

環境管理

◇ごみ処理運営

Q ごみの減量化及び資源化の取組みと、行財政改革実施計画の目標達成の状況は。

A 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るために、生ごみ処理容器または電気式生ごみ処理機の購入費補助金がある。また、資源化を図るために資源ごみの回収団体に奨励金を交付している。さらに、平成22年10月から古紙の分別収集を実施し、平成24年4月からは可燃ごみを無色透明のポリ袋による収集にするなど諸施策を講じている。平成26年度の行財政改革実施計画の目標達成は、昨年8月に相次いで本市に災害をもたらした台風の影響で、災害ごみが約400トンを超え、また、大型量販店の新規開店で、事業系一般廃棄物の搬入

量が増え、目標達成には至らなかった。今後、ごみの減量化及び資源化の目標達成に向けて、なお、一層市民の分別意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、本市の協働作業で取り組んでいく必要があると考えている。



中央省庁への要望のようす(地域医療確立対策協議会)

地域医療

◇両病院の組織統合

Q 阿南医師会中央病院と阿南共栄病院の組織統合に向けてのスケジュールと協議内容は。

A 阿南医師会中央病院の土地・建物等の資産の譲渡

日を平成28年3月31日、経営権の統合・開設者の変更を平成28年4月1日に決定したところである。

両病院の組織統合のスケジュールについては、統合への財務・人事労務関係の基本事項を定めた「基本協定書」を7月末までに締結し、阿南医師会中央病院の資産及び負債、純資産などを確定させたのち、改めて11月末に「譲渡契約書」を締結する。現時点では、阿南医師会中央病院から新病院に引き継ぐ医師を初めとする職員の給与等の処遇、また、譲渡資産の詳細、国・県との両病院組織統合に向けての協議など、詰めなければならぬ様々な課題等もあるが、両病院の円滑な組織統合が計画どおりにできるよう、引き続きその調整に努めたい。

◇(仮称)「阿南中央医療センター」の整備

Q 国・県の補助金が決まらない中で78億円の残りを阿南市が負担するとの覚書に至った経緯は。

A 平成25年11月に阿南市医師会、J A徳島厚生連及び本市の三者で締結した「医療センター設立に向けての覚

書」の中には、阿南市医師会及び本市は、医療センターの建設について、支援・協力するとの事項は明記しているが、市の補助金の額についての合意はしていない。

現時点ではできる限り、国・県の交付金が確保できるよう地域総ぐるみで要望活動に努めている。また、本市からの補助金については、国・県の交付金の動向及び本市の財政状況等を総合的に勘案して見極めたい。

生活再建支援制度

◇自然災害の被災者支援

Q 昨年8月の豪雨災害から1年が経過しようとしているが、生活再建支援制度の運用実績は。

A 平成26年9月定例会で1億8460万5000円の補正予算を計上し、事業を開始した。本年5月末の実績は、助成金の対象と見込まれる182世帯のうち133世帯から申込申請を受け、その内131世帯に対して支払いを済ませ、支払総額が979万5149円となった。申込申請期限が本年8月末のた

子ども・子育て支援

◇阿南市輝く子どもの子育て応援に係る日亜化学工業基金

Q 放課後児童クラブの事業及び運営の充実のためにいただいた寄附金を、どのような施策に活用するのか。

A 貴重な御寄附の趣旨を真摯に捉え、「子ども・子育て支援新制度」のもと、子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとともに、預かり時間の延長や障害児に対応するため指導員の増員や処遇改善、また、小規模児童クラブへの補助、指導員研修時の代替指導員の人件費や必要備品の購入等を行うなどして、円滑な放課後児童クラブ運営ができるよう活用したい。

観光行政

◇広大な松林と砂浜の 北の脇海岸の整備事業

Q 北の脇海岸の周辺整備の進捗状況と問題点は。

A 北の脇海岸は室戸阿南海岸国定公園特別地域であるため、事業を執行するにあたり、自然公園法に基づく許可及び事業同意が必須条件であり、合わせて潮害防備保安林の指定解除も得る必要があったが、先般監督官庁より承認を得ることができた。

すでに地権者からは、土地の買取を希望する旨の申出もいただいております、所要の手続きを進めながら用地を取得し



道路及び駐車場整備予定地(北の脇海岸進入路)

た後、整備事業に着手したい。

◇テレビドラマの本 市撮影

Q 俳優北大路欣也さん主演の2時間ドラマ、「さすらい署長 風間昭平」の阿南口ケの詳細は。

A 放送局はテレビ東京系列で、本市においては地上波ではテレビ大阪、衛星波ではBSジャパンで視聴できる。撮影期間は、本年9月初旬から10月中旬までの間の約2週間で、全て本市で撮影することである。

企画概要の案では、赴任先は四国最東端のまち阿南、海岸線を走ると水面が美しく輝いている。そして、橋の喧嘩だんじり、賑やかな阿波踊りで有名な徳島を舞台に、四国八十八カ所をお遍路し、海と山の景観が美しい阿南海岸をシーサイドドライブ、そして、阿波水軍の生きのよさを彷彿とさせる豪快な水軍料理に舌鼓、阿南の魅力満載な極上のエンタテイメント作品になると伺っており、本市を全国にPRする絶好の機会になると考えている。

まちづくり行政

◇深刻化する中心市 街地の衰退

Q 「中心市街地活性化基本計画」を策定すべきでは。

A 平成18年8月に中心市街地活性化法が改正された。その背景は、従前の法律では中心市街地の商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からないため、「日本再興戦略」で定められた「コンパクトシティの実現」に向けて、民間投資の喚起を軸に活性化を図ることを目的として創設された。

改正法に基づく基本計画では、中心市街地への来訪者、または就業者、若しくは小売業の年間売上高を相当程度増加させ、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があることや、地元住民等から事業者に対して安価な地代等による土地の貸付など強いコミットメントがあることなど、より実効性の高い計画が求められており、認定されると法律上の特例措置のほかに予算や税制上の措置が講じられるなど重点支援が行われることと

なっている。

県内では未だ改正法に基づく基本計画は策定されていないが、市街地を整備する際の選択肢の一つとして視野に入りたいと考えている。

若者政策と就業促進

◇若者等起業家支援

Q 融資利率と保証料率の引き下げを行ったが、この内容は。

A 本市独自の制度として、小規模事業者の小口事業融資を目的とした「小口融資保証制度」と、中小企業者の必要資金融資を目的とした「経済変動対策特別融資保証制度」の2つの制度がある。小口融資保証制度は、平成26年度の貸付利率2・40%を、本年度は1・95%から2・15%まで引き下げを行うとともに、保証料率も同様に引き下げたところである。

「経済変動対策特別融資保証制度」については、セーフティーネット資金等、県の保証制度での申し込みが多いことから、現在利用者はないが、これについても貸付利率を引き下げる方向で検討している。

両制度とも、対象者は創業後に限定していることから、新たに事業開始の方に、開業資金の融資保証ができないものか、また、買い物難民対策としても活用が期待される空き店舗活用補助金交付制度の新設等についても、地方創生に係る総合戦略に組み入れて、研究をしている。

◇UIJターン促進事業

Q 市内企業の受け入れ体制の整備と進捗状況は。

A 本年5月中旬に、阿南市UIJターン促進事業補助金の説明及びハローワーク阿南のUIJターン専用窓口への受け入れ企業の登録をお願いするチラシを作成し、阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会の協力をいただきながら、市内の5人以上の従業員を抱える企業900社に対し、周知PRしているところである。

6月以降には、本市所管課及びハローワーク阿南へ電話等の問い合わせが10数件あり、企業における関心の高さも感じていることから、積極的な登録のお願いをしたいと考えている。

本年3月定例会でも、成功

の鍵として「市内企業の受け入れ態勢の整備」、「事業遂行のスピード感を持つべき」との御示唆をいただき、今後とも商工会議所内の若者定住委員会など各種委員会との連携、ハローワークが所管する企業ネットワークをフル活用して、受け入れ企業の登録をはじめとする体制整備に努め、市内企業を応援していきたい。

地籍調査

◆地籍調査実施計画(案)

Q 地籍調査を再開する場合には、どのような検討事項が考えられるか。

A 本市における地籍調査は極めて長い期間を要する事業になることから、実施方針を明確化する必要がある。

近い将来予想される「南海トラフ巨大地震」の発生に備えての津波浸水域地区の早期実施に向けた地区選定や、既に地籍調査を実施しているものの、様々な要因において再調査が必要とされる地区の対応と、特例として再調査採択を検討する必要がある。

また、事業の効率化や事業費の軽減を図るための国の支

援策や委託方式の選定などが必要となる。

空き家対策

◆空き家の実態を把握しているか

Q 危険な空き家の実態は。

A 本市の空き家数は、平成20年に総務省が行った住宅・土地統計調査では4600戸、空き家率は15・1%であったが、平成25年の統計調査確報集計では5040戸、空き家率は15・8%であり、5年前に比べて440戸が増加している。また、危険空き家については、把握できていないが、統計調査はあくまでも推計値であるため、今後は危険空き家を含めた「空き家等の実態把握調査」が必要である。

◆危険廃屋等除却支援事業

Q 本年度予算に危険廃屋等除却支援事業として約400万円計上されているが、この事業の内容は。

A 補助の対象となる危険廃屋等は本市内にある木造または鉄骨造等の住宅で、申請時において使用されておらず、かつ、今後も使用する見込みのないもの、または空き家であるかどうかを問わず、著しく老朽化していると認められるもので、住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度が100点以上のものである。

補助の対象となる経費は、家財道具、機械、車両等及び浄化槽等の地下埋設物の処分費を除く、危険廃屋等の除却等に要した費用の80%で、国土交通大臣が定める標準除却工事費を上限とし、補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内で、上限が80万円となっている。

道路整備

◆阿南医師会中央病院への進入路整備

Q 中央病院前の道路の拡幅整備と旧国道からの進入路計画等の日程及び今後の計画は。

A 昨年度から概略設計業務を行っており、新設市道としての位置づけのもと、基

本計画を策定し計画を進めている。その概要は、旧国道の県道大林津乃峰線から市道荒井川原線までの約120メートル間の道路整備で、道路規格は第3種4級、設計速度は時速30キロメートル、車道幅員は2・75メートル2車線、片側歩道幅2メートル、全幅8・75メートルの道路を計画している。

現在、計画検討敷地内の用地取得や支障物件の移転等もスムーズに行える路線を検討しており、6月初旬に、本道路計画を協議検討するため、(仮称)「阿南中央医療センター関連事業に係る庁内検討委員会」や、J A徳島厚生連、阿南市医師会及び本市で構成する「施設整備部プロジェクト」が開催されたところである。

今後は、新設市道の認定、詳細設計業務の実施、用地取得を順次行い、平成28年度に工事着手したい。

◆自転車事故撲滅に向けて

Q 通学路整備と安全な自転車専用レーンの整備を急がなければならないのは。

A 通学路整備については、通学路における交通安全

の確保のため、市内各小学校、保護者、警察、国、県、本市の関係者で緊急合同点検を行い、危険、要注意箇所、対策必要箇所等を調査し、安全な通学路の整備ができるよう順次対応している。

河川整備

◆無堤地区の築堤工事

Q 昨年8月の台風11号によって甚大な被害を受けた加茂谷地区における災害対策事業の内容と、タイムスケジュールは。

A 加茂地区については「床上浸水対策特別緊急事業」で、築堤延長約1・8キロメートル、総事業費約64億円、本年度から5カ年を目標とする実施計画で事業化されており、用地取得に向けた調査や交渉を行い、年度内の築堤工事の着手を目指したい。



築堤工事が進められている加茂・深瀬地区の全景

また、深瀬地区については平成21年度から工事着手しており、本年度は中央橋との取り合い部を含めた残りの築堤工事を施工し、計画を1年前倒しとする年度内の完成予定である。

持井地区については、加茂地区、深瀬地区の進捗状況を勘案しながら進めたい。

さらに、楠根、吉井地区については、河道内の樹木や堆積土砂を伐採、掘削等により流下断面を確保する工事を本年度から年次的に実施したい。今後とも、国をはじめ関係機関と綿密な連携を図りながら早期完成に向けて、推進していきたい。

魅力的な街づくり

◆地方創生に係る都市計画の定期見直し

Q 地方創生は地域経済の創生にあるとの思いから、都市計画の見直しに合わせ対策を講じては。

A 高齢化社会や防災・減災対策にも対応する安全・安心のまちづくりを目指すとともに、大規模な土地利用の規制緩和を行うため、制度の検証や対応を行うことを目的に、県及び徳島東部都市計画区域を構成する5市3町で、徳島県都市計画戦略調整会議を立ち上げ、平成29年度末の見直し完了を目標に、定期的な議論を行っている。

また、庁内では平成26年度から都市計画マスタープラン策定委員会作業部会を立ち上げ、南海トラフ等の巨大地震による津波の影響や、産業活動が活発な本市の優位性を生かした土地利用等についても議論を重ねている。

今後は、土地利用等に関するアンケート調査やパブリックコメント等を実施し、市民の皆様の御意見をお伺いしながら、持続可能な都市づくり

や地域の特性を生かしたまちづくりを念頭に、都市計画区域の再編や線引き廃止を含めた見直しを取りまとめ、県に提言したい。

水道行政

◆今後の水道事業経営

Q 人口減少により給水人口が減り、給水収益が減少すると予想されるが、今後どのように事業経営していくのか。

A 平成24年10月から水道料金徴収等業務の民間委託を実施し、滞納整理収納・窓口業務を改善し、水道料金などの収入の確保に努めた。また、本年4月から、新たに水道料金の検針業務や調定・更正業務、還付・充当業務、水道の開閉栓業務等も加えた民間委託を行い、可能な限り経費を削減し、滞納整理による収納額を増やすなど、より効率的な水道事業経営に努めたい。

教育行政

◆二学期制について

Q 二学期制検証委員会が、市内の幼小中の全ての保護者、教職員を対象にアンケート調査を実施したと聞けが、その結果と改善点は。

A 保護者に対するアンケート結果では、「現状がよい」が47%、「改善の必要がある」が42%、「改善の必要がある」との回答のうち、「3学期制がよい」は22%であり、2学期制を残しつつ、秋休みのとり方や通信簿の回数を改善してほしい等の意見が多く出された。

具体的な改善点としては、これまで夏休みを2日間短縮し、秋休みを連休とつなげて5日間としていたが、本年度は秋休みを4日間とし、冬休みを1日短縮する。

また、通信簿の回数については、夏休みに行う個人懇談の内容を工夫・充実させることで、子どもたちの学習成果をより細かく確認し、保護者の期待に応えていきたい。

◆子ども議会開催

Q 投票権が18歳以上に引き下げとなる法律の施行に備え、義務教育における

る参政権行使の模擬経験をさせるため、子ども議会を定期開催しては。

A 本年8月に、市内の小学生を対象とした「阿南市子ども議会」を開催する予定である。議員の役割や議会の仕組みを学び、地域社会とのつながりを持つことで、郷土愛を育むことを目的とし、こういう体験を通して地方自治の仕組みを理解することは、子どもたちの政治教育、主権者教育を促進することにも有用である。

今回は、平成28年3月に合併10周年を迎えることを契機として開催するものであるが、今後においても、こういった機会を捉えて開催するほか、より多くの子どもたちが体験を共有できる方策について検



子ども議会のようす（2013年8月20日撮影）

討したい。

◆不登校・引きこもりの対応

Q 不登校の悩みを抱える子どもたちへの支援の現状と今後の施策・方向性は。

A 不登校になった原因が友人関係をめぐる問題、学業不振、進路への不安、非行情緒的不安定などさまざまな背景があり、複数の要因が絡み合っているため、各学校での個別の対応が基本となる。各学校では、こども相談室や児童相談所での相談や指導を受けるなど、関係機関とも連携を図りながら、校内で個々に応じたケース会議を開き、指導方針や対応の仕方を決めている。

また、福祉や医療の関係者が一緒に入り込まないと原因の根本的な解決に至らないこともあり、本人だけでなく保護者や家族に対して支援が必要となるケースもある。

今後、不登校生を出さないため、よく解る授業や児童生徒の心の叫びをしっかりと担任が受け止めるなど、居場所のある学校づくりを進めるとともに、ふれあい学級を中心とした相談体制を充実させていきたい。

◆特別支援体制

Q LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）や自閉症スペクトラム等の障がいでの特別支援を必要とする児童・生徒の人数と支援体制は。

A 本年5月1日現在で、特別支援学級に在籍する児童・生徒は、小学校で134人、中学校で56人、小学校では3・4％、中学校では2・8％の割合になる。本年5月に「通常の学級に在籍する個別に支援が必要な児童・生徒について」の調査の結果、小学校では244人、中学校では95人、小学校で6・4％、中学校では5・6％の割合で個別の支援を必要とすることがわかった。

特別支援学級に在籍する児童・生徒と合わせると、小学校では約10％、中学校では約8％が何らかの特別な支援が必要であることがわかる。

各学校の支援体制については、それぞれの学校には、特別支援教育の中心となるコーディネーターが在籍し、関係機関等と連絡調整を行ったり支援について検討する校内支援委員会を開催したりしている。

教育委員会としては、教育研究所に在籍する研究員を中心に、各学校と連携を図りながら、また、必要な場合は県立阿南支援学校や総合教育センターなど専門機関の相談を仰ぎながら支援したい。

◆学校給食センターの建設

Q 中央学校給食センター建設の今後のスケジュールは。

A 既に基本設計を終え、本年度実施設計の発注を行う予定である。その後、平成28年度に建設工事を発注し、平成29年度完成、試験運転を経て、平成30年度の稼働を目指し計画を進めたい。

消防行政

◆救急搬送活動

Q 過去5年間の救急搬送者数の推移と救急通報を受けてから病院に収容するまでの時間は。

A 救急搬送者数の推移については、平成22年が2976人、平成23年が2940人、平成24年が3140人、

平成25年が3129人、平成26年が3122人であり、平成22年と平成26年を比較すると146人増加している。

救急通報から病院収容までの平均時間については、平成22年31・9分、平成23年32・7分、平成24年33・7分、平成25年35・6分、平成26年37分となっており、平成22年と平成26年を比較すると5・1分と搬送時間が長くなってきている。原因としては、救急告示病院の告示日の減少に伴い、搬送先医師からの詳細な患者情報等を求められ、医療機関選定に係る時間が増加し、あわせて市外への搬送が増えたことにより、現場到着から病院収容までの時間が増加しているものと考えている。

◆高齢者の救急搬送

Q 救急医療情報キット及び救急安心カードが活用された事例と今後の活用の方策は。

A 救急安心カードは、平成26年6月号の「広報あなん」で、全世帯に配布し、本年5月末までに1件の活用事例があった。救急医療情報キットは、本年1月から65歳以上の1人暮らし世帯及び65歳



以上の高齢者のみの世帯に配布し、本年5月末までに14件、合わせて15件の活用事例があった。

活用例における傷病程度の内訳は、救急安心カードで死亡事例が1件、救急医療情報キットで重症事例が2件、中等症事例が8件、軽症事例が4件となっており、特に傷病者本人から情報が聴取不能であった救急現場において、傷病者の情報がスムーズに確認でき、迅速な応急処置や対応ができた。

今後においても、ますます高齢化が進み、1人暮らしや高齢者のみの家庭が増加することが予想され、救急安心カードや救急医療情報キットの必要性が増すことから、配布対象者の追加や記載内容の更新を含め、PRに努めたい。

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

歴代政権はこれまで一貫して、「自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであり、武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる。したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」としてきた。そして、この解釈が日本国民のみならず、諸外国との外交関係においても定着し、日本の立場として理解されてきた。

しかし、安倍内閣は5月14日、集団的自衛権の行使を限定的に可能とする憲法解釈の変更を踏まえ、これまでの専守防衛政策を根底から転換する安全保障関連法案を閣議決定した。

この法案は、武力攻撃事態法、自衛隊法、周辺事態法など改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とするため恒久法として新設する「国際平和支援法案」の2法案で構成されており、閣議決定のみの手続きで国の最高法規である憲法の解釈変更を行い、集団的自衛権の行使を限定的に可能とした

ことを具体化するものである。さらに、日米安全保障体制を地球規模の日米軍事同盟に拡大させ、米国とともに世界的な規模で戦争に関わっていくことを可能とするものであり、戦後70年の安全保障政策を根底から変質させるものである。

このような国のあり方を左右する重大な問題については、拙速な議論ではなく法案等の内容を国民にわかりやすく十分な説明を行うべきである。

については、安全保障関連法案について国民に対する丁寧な説明と時間をかけた徹底した国会審議が尽くされるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

徳島県阿南市議会

提出先 内閣総理大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であることから、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月23日

徳島県阿南市議会

提出先

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 経済産業大臣
地方創生担当大臣

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る1票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる1票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度の在り方を議論すべきである。1票の格差に過度に固執することな

く、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

徳島県阿南市議会

提出先

参議院議長 衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
内閣官房長官

委員会の審査状況

各常任委員会では、付託された議案及び請願の審査を行いました。
以下審査の過程で出された質疑・意見等の内容を報告します。

文教厚生委員会

市長提出議案6件を審査

◇阿南市輝く子どもの子育て応援に係る日亜化学工業基金条例の一部改正について、市内の児童クラブ数と利用児童数等の現状について質疑があり、市内には20クラブが開設されており、うち公設民営が19クラブ、民設民営が1クラブで、713人の児童を受入れている。子育て支援新制度により対象児童が小学校3年生から6年生まで引き上げられたことから、今後、登録児童が増加することが見込まれるとの説明があった。また、増加が見込まれる児童クラブの今後の運営方法と日亜化学工業株式会社様からの寄附金をどのように活用するのかとの質疑があり、新制度では1児童クラブを構成する児童数の基準が概ね40人以下となり、6カ所の児童クラブが基準を超えて運営しており、今後、5年間の経過措置の間に分割しなければならぬことから、新たな用地や施設等を確保すべく検討をすすめている。また、日亜化学工業株式会社様からは、新たに2億円の御寄附をいただけることになっており、その活用方法については、預かり時間の延長、支援員の増員などの処遇改善、支援員研修時の代替え支援員の人件費、必要備品の購入等、円滑な児童クラブ運営のために活用したいとの説明があった。

総務委員会

市長提出議案6件、議員提出議案2件及び請願1件を審査

◇「安全保障関連法案

行政視察受入状況

5月20日

新潟県見附市
「エコパーク阿南」

7月2日

大阪府貝塚市
「新庁舎建設」



地盤改良がはじまった新庁舎低層部（7月8日撮影）

の慎重審議を求める」請願の審査では、まだまだ議論が尽くされていない。国民の理解を得るためにも慎重審議を行い、結論を出すべきであるとのことから、この請願には賛成であるとの意見があった。

6月定例会議決結果一覧

〈承認議案〉

承認第1号	阿南市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第2号	阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第3号	阿南市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第4号	平成26年度阿南市一般会計補正予算(第8号)に係る専決処分の承認について	(原案承認)

〈条例議案〉

第1号議案	阿南市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	(原案可決)
第2号議案	阿南市輝く子どもの子育て応援に係る日亜化学工業基金条例の一部改正について	(原案可決)
第3号議案	阿南市LED防犯灯の整備に係る日亜化学工業基金条例の廃止について	(原案可決)

〈その他の議案〉

第4号議案	徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について	(原案可決)
第7号議案	阿南市新庁舎建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について	(原案可決)
第8号議案	阿南市新庁舎建設工事のうち電気工事の請負契約の変更請負契約について	(原案可決)

〈人事議案〉

第5号議案	財産区管理委員の選任について	(原案同意)
第6号議案	財産区管理委員の選任について	(原案同意)
第9号議案	教育委員会委員の任命について	(原案同意)
第10号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(原案同意)
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	(適任)
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	(適任)

〈議員提出議案〉

議第1号	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書	(原案可決)
議第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	(原案可決)
議第3号	「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書	(原案可決)

〈請願〉

請願第3号	「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願	(採択)
-------	---------------------------------	------

本会議・委員会は公開しています。

本会議の傍聴をご希望の方は、市役所3階傍聴受付で氏名・住所等を記入し、傍聴席にお入りください。
また、委員会の傍聴をご希望の方は、市役所2階傍聴受付で本会議傍聴と同様の手続きをし、傍聴席にお入りください。
傍聴席の定員は本会議が40名、委員会は10名となっています。
市民の皆様の傍聴をお待ちしております。

会議録の閲覧ができます

定例会での質問や答弁の内容を詳しく知りたい方は、次の方法で閲覧できます。

①製本会議録を閲覧する方法

お近くの「公民館」、市内「図書館」に製本会議録を配本しています。

②インターネットで閲覧する方法

阿南市ホームページ <http://www.city.anan.tokushima.jp/> から阿南市議会→会議録検索を選択すると閲覧することができます。



編集委員会では、市民の皆様
に親しんでいただける紙面づく
りに取り組んでいます。
皆様のご意見、ご感想をお聞
かせください。

編集後記

9月定例会の予定
市議会の傍聴にお越し
ください。
9月3日(木) 開会
9月9日(水) 一般質問
9月10日(木) 一般質問
9月11日(金) 一般質問
9月14日(月) 委員会
9月15日(火) 委員会
9月16日(水) 委員会
9月17日(木) 委員会
9月24日(木) 採決・閉会
詳しくは、議会事務局ま
でお問い合わせください。
電話 22-3399